

公共下水道に関するお知らせ



問 下水道課 ☎(55)7124

佐屋・佐織地区では、平成15年度から下水道の整備を進め、平成22年3月31日から一部の区域で完成し、供用開始(下水道へ接続可能)しています。
令和2年4月1日の供用開始予定区域は次の地区です。

佐屋地区

- ・佐屋町宅地、道東および道西の各一部
- ・内佐屋町河原の一部
- ・北一色町東田面の一部
- ・落合町下通、上河原、中河原および中通の各一部

佐織地区

- ・小津町浦田面、観音堂および古堤の各一部
- ・諏訪町郷浦および郷西の各一部
- ・根高町郷前および本郷の各一部

該当地区に土地を所有している方へ

1月中旬に下水道事業受益者申告書、下水道への接続、受益者負担金等制度に関する説明会の日程をお送りします。説明会当日に書類一式をご持参ください。

☆受益者負担金・分担金

下水道が供用開始された区域に土地や家屋を所有している方へ受益者負担金もしくは受益者分担金を賦課徴収します。

受益者負担金・分担金を納めていただく方は？

受益者(納付義務者)は、原則として、下水道が整備された区域内に土地を所有している方です。ただし、土地に地上権・質権・使用貸借・賃貸借などの権利が設定されている場合は、話し合いにより受益者を決定していただきます。

受益者負担金・分担金の額は？

納付していただく負担金・分担金の額は、対象となる土地の面積(㎡)に400円を乗じた額を3年間に分割して12回(1年に第1期から第4期の計4回を3年間で納付していただきます。一括納付も可能ですが、前納報奨金はありません。現金納付のほか、所定の手続きのうえ、口座振替制度もご利用いただけます。

※その土地にかかる負担金・分担金は一度納付していただければ、重ねて賦課の対象となることはありません。

④ 受益者負担金・分担金制度とは

下水道が整備されると、その地域の生活環境は改善され、衛生的で快適なものになります。

公共施設の中でも道路や公園などは誰でも自由に利用できますが、下水道施設は下水道の整備された区域の人たちのみが利用できる施設です。

下水道整備には多くの費用が必要となり、これを皆さんの納めた税金だけでまかなうと、下水道が整備されていない区域の人たちとの間に著しく不公平な状況が生じます。そこで、下水道整備によって利益を受ける人たちに建設費の一部を負担していただくことで、税負担の公平性の確保ならびに下水道整備の促進を図るのが受益者負担金・分担金制度です。

☆排水設備工事

下水道の供用が開始された区域内では、家庭や事業所などから出る排水を下水道管に流すための「排水設備」を設置していただく必要があります。

下水道への切替工事について

下水道整備が終わると、排水設備を下水道へ接続してもよい区域(供用開始区域)を広報などでお知らせします。下水道法では、下水道が利用できるようになりましたら、くみ取り便所は3年以内に第11条の3第1項、その他の施設(水洗便所・風呂・台所など)は遅滞なく(第10条第1項)、下水道への接続を義務付けています。

指定工事店との契約上の注意事項

排水設備工事は、「排水設備工事責任技術者」が専属する「愛西市排水設備指定工事店」でなければ工事ができません。

工事の方法・期間・費用などは指定工事店によって異なりますので、依頼する際には、見積もり金額だけでなく、施工内容・施工後の維持管理についてもよく検討し契約をしてください。

⑤ 指定工事店以外の業者に排水設備工事を発注され、市に工事申請されても着工を認められません。また、排水設備工事は、適切な施工方法と技術で行わなければ、故障や詰まりの原因になり、市民の皆様が下水道サービスを提供できなくなりますので必ず市の指定工事店に発注してください。

費用負担

個人の施設・財産ですので個人負担で設置していただきます。

☆下水道使用料

排水設備工事が完了し、下水道へ汚水を流すようになると、流した排水排出量に応じて下水道の使用者に「下水道使用料」を納付していただきます。

使用料は汚水をきれいにするための処理費用や、下水道管の清掃などの維持管理費用にあてられます。

支払方法

下水道使用料は、通常、2か月に1回、下水道料金と併せて納めていただきます。納付方法を別々にすることはできませんので「了承」ください。

☆宅内排水接続工事のお願い

既に公共下水道および農業集落排水の供用開始された区域で、まだ接続工事がお済みでない方は、1日も早い切替えをお願いします。